事 務 連 絡 平成24年3月28日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課職業病認定対策室長補佐

平成23年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び 「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」に関する 統計情報の精査作業について

本省においては、今後、平成23年度における「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」に係る統計情報の公表を予定しているところである。

このため、平成23年度において受付又は決定した事案については、平成21年7月31日付け事務連絡「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの導入及び当該ツールを用いての報告並びに各都道府県労働局におけるツール導入時の作業依頼について」に基づく石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールにおける「処理経過簿」の入力を平成24年4月16日(月)までに確実にお願いする。

また、統計情報に万全を期すため、別添の作業要領により、各局において統計情報を精査し、精査済みの「統計確認リスト」を電子メールにより、<u>平成24年5月11日(金)</u> (期限厳守) までに提出いただきたい。

石綿による疾病の「統計確認リスト」の作成及び 記載内容の精査に係る作業要領について

1 作業の目的

「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」について、各局の「処理経過簿」 からデータを抽出して「統計確認リスト」を作成し、当該「統計確認リスト」の記載内 容を各局で精査した上で、確定することにより、適正な集計を行うことを目的とする。

なお、統計確認リスト(以下「リスト」という。)に記載される対象となる疾病は、 平成23年度において、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求又は決定が行われた事案 であって、以下の(1)及び(2)に 該当するものである。

- (1) 「請求時疾病名」が、「肺がん」、「中皮腫」、「<u>石綿肺</u>」、「良性石綿胸水」又は「び まん性胸膜肥厚」となっているもの。
- (2) 「決定時疾病名」が、「肺がん」、「中皮腫」、「<u>石綿肺</u>」、「良性石綿胸水」又は「び まん性胸膜肥厚」となっているもの。
 - (注1) 「請求時」及び「決定時」のいずれにおいても、「肺がん」、「中皮腫」、「石綿 肺」、「良性石綿胸水」又は「びまん性胸膜肥厚」以外の疾病は、対象とならないこ と。したがって、石綿肺以外のじん肺に合併した肺がんについては、対象とならない いことに留意すること。
 - (注2) <u>平成23年度分より、労災保険給付の「石綿肺」が追加となったので、漏れ</u>がないよう留意すること。

また、「平成23年度において請求又は決定が行われた事案」とは、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものである。

(ア) 平成23年度中に請求(療養、休業、遺族のうち、最も早い請求日のもの)があったもの。

したがって、例えば、平成22年度以前に療養の請求があり、平成23年度に遺 族の請求があったものなどは記載されない。

(イ) 平成23年度中に決定(療養、休業、遺族のうち、最も早い決定日のもの)を行ったもの。

したがって、平成22年度以前に療養の決定があり、平成23年度に遺族の決定

を行ったものは記載されない。

(ウ) 平成23年度以前に「不支給決定」したが、平成23年度中に審査請求、再審査 請求、訴訟又は自庁取消(以下「審査請求等」という。)により当初の処分を取消し、 「支給決定」を行ったもの。

2 リストによる確認作業

(1) 作業概要

リストを「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール」(以下「ツール」という。)により各局にて作成し、確認・修正する。

(2) リストの作成方法

リストは、ツールの操作手引書「4.2.1統計確認リストの作成」に基づき、労災 保険給付分、特別遺族給付分の両方について作成する。

なお、統計確認リスト記載対象は平成23年度に係る事案であるが、リストは各局に おいて随時作成が可能であるため、本確認作業は平成23年度末日以前にもできるもの である。

(3) リストの確認方法

はじめに「(2)リストの作成方法」により作成したリストをカラー印刷する。その上で、後述の「(4)記載漏れ及び重複記載の確認」及び「(5)項目ごとの確認のポイント」を参考に、調査復命書等により、リストへの記載漏れがないか、請求又は決定年月日、疾病名に誤りがないかなどを確認し、修正が必要な箇所についてその内容を書き込んでいくこと。

また、リストは、内容に応じて、セルの背景色等が変化するように設定しているので、 次のア及びイに留意して、確認を行うこと。

ア 記載又は訂正を要する箇所(<u>セルの背景色を「紫色」としているもの)については、必ずツールにて入力又は訂正すること</u>。

- 例1)年月日(死亡日、請求日等)が未来の日付となっているもの。
- 例2)決定されているにもかかわらず、決定日の記載がないもの。
- 例3)請求日が決定日よりも後の日付になっているもの。
- イ <u>「未確定」又は「記載不要の箇所」(セルの背景色を「灰色」としている)につ</u>いては、記載・訂正等は必要ない。

(4) 記載漏れ及び重複記載の確認

統計確認リスト記載対象の事案について、記載漏れ及び重複記載がないか、調査復命 書等の件数と照合すること。

(例)審査請求等により平成23年度中に当初の処分を取消し、「支給決定」を行った 事案がある場合、当初の「不支給決定事案」と、取消後の「支給決定事案」につい て、別々の事案として重複記載されていないかを、確認すること。

(5)項目ごとの確認のポイント

リストの各項目について、以下の要領により<u>必ず調査復命書等と突合を行い、</u>内容を 精査すること。

ア 局名及び署名【リスト項目1~2】

管轄局・署に誤りがないか確認すること。署の再編整理があるときは、平成23 年4月1日時点の署名であること。

イ 労働者氏名【リスト項目4】

同じ労働者が重複してリストに記載されていないか確認すること。

<u>また、表示されていない労働者がいないか確認すること。</u>

特に、労災保険給付事案で、「肺がん」、「中皮腫」、「石綿肺」、「良性石綿胸水」又は「びまん性胸膜肥厚」以外の疾病での請求について、「肺がん」、「中皮腫」、「石綿肺」、「良性石綿胸水」又は「びまん性胸膜肥厚」として決定された場合には、請求時にツールに登録されていないので、登録漏れがないか否かを特に留意すること。

ウ 当時の業種【リスト項目6】

<u>最終ばく露当時の事業場の業種</u>について、現在の労災保険適用事業細目における 事業の種類が表示されていること。

- エ 疾病名【リスト項目7・8】
 - ① 当初の「決定時」(最も早い決定日)の後、疾病名が変更された場合は、当初の「決定時」の疾病名となっていること。
 - (例) 当初の療養決定時は「肺がん」であったが、後の遺族決定時に「中皮腫」となった場合は、「肺がん」とする。
 - ② 「未決定」のものについては、「決定時疾病名」は記載されていないこと。 なお、特別遺族給付金については、請求時に疾病名の記載が必要ないことから、 「未決定」の場合には、「請求時」及び「決定時」のいずれも記載されている 必要はない。

オ 業務上外【リスト項目9】

決定している場合には、漏れなく記載されていること。特に年度末である3月に 決定した場合は、人事異動等により、記載漏れとなるおそれがあるので、注意する こと。

なお、<u>平成24年4月1日以降に回送したものについては、平成23年度中においては回送されていないことになる</u>ため、当該項目に「回送済み」の記載がないことを確認すること。

カ 死亡年月日【リスト項目10】

遺族補償給付又は特別遺族給付金については、死亡年月日が漏れなく記載されていること。

- キ 請求年月日【リスト項目11~13】、決定年月日【リスト項目14~16】 請求書に押印されている受付日が記載されていること。特に3月に決定されたも のについては、決定年月日の記載漏れに注意すること。
- ク 審査請求等【リスト項目17】

審査請求等により業務上となったものについては、審査請求等の種別(審査請求、再審査請求、訴訟又は自庁取消)が記載されていること。

ケ 審査請求等支給決定年月日【リスト項目18】

審査請求等により業務上となったものについては、当該項目に支給決定年月日が 記載されていること。

- コ 審査請求等による一番早い支給決定が遺族補償給付に係るもの【リスト項目 19】 審査請求等により業務上となったものについて、一番早い支給決定が遺族補償給 付に係るものの場合は、「〇」となっていること。
- サ 業務外の理由【リスト項目20】

リスト項目9において「業務外」となっているものについて、「業務外」の理由 が記載されており、内容が調査復命書等の内容と一致すること。

なお、業務外の理由が<u>複数の理由に該当する場合においては、次の選択順位の考</u>え方に従い、記載されていること。

(選択順位)

- ① 労働者非該当
- ② 病理診断の結果、中皮腫でないと判断されたもの
- ③ 対象疾病以外
- ④ ばく露作業歴なし
- ⑤ ばく露作業歴の不足
- ⑥ 医学的資料なし
- ⑦ 石綿が原因と認定できないもの(医学的所見なし)
- ⑧ その他

なお、「③対象疾病以外」の場合は、リスト項目8の疾病名(決定時)について

は、「その他対象疾病外」が記載されていること。

シ 業務外の理由が「その他」の場合の理由【リスト項目21】

リスト項目20において、「業務外の理由」として「8 その他」が記載されている場合、その理由が簡潔に記載されていること。

例)時効による。

ス 回送年月日【リスト項目22】

リスト項目9において「回送済み」となっているものについて、回送した年月日 が記載されていること。

セ 回送先署名

リスト項目9において「回送済み」となっているものについて、回送先の監督署名が記載されていること。

ソ ダブルカウントチェック【リスト項目24】

平成22年度以前に「決定」し、既に統計に計上されている被災者に該当する場合には、「1」を入力すること。

例) 平成22年度以前に「療養」の決定を受け、統計対象として計上された被災 者が平成23年度に「遺族」で請求している場合は「1」を入力する。

(6)確認を要さない項目

統計データ確認欄【リスト項目25】については、記載された内容から、労働者ごとの請求、決定状況等が自動的に「1」で出力されるものであるので確認する必要はない。

(7) リストの修正

リストを確認した結果、内容を追記、修正が必要な場合は、ツールにより、処理経過 簿を修正することにより行うこと。

具体的な操作方法については、ツールの操作手引書の「3.4.1請求情報の登録」 及び「3.4.2決定情報の登録」、入力項目の説明については、「3.3.2新規追加 検索結果画面」を参照のこと。

なお、ダブルカウントチェック【リスト項目24】については、リストのエクセルファイルに直接入力を行うこと。

修正を終えたら「(2) リストの作成方法」により、あらためてリストを作成し、修 正箇所が正しく反映されているか再確認すること。

3 精査後の確認

リストの内容を反映して、各局における統計結果となる「局別統計結果」シートに

数値が表示されるので、上記2を実施後、誤りがないか当該シートを確認すること。

4 本省への提出

上記3の作業を実施後、次のア及びイを平成24年5月11日(金)までに提出する こと。なお提出する前に、もう一度、調査復命書等により、統計確認リスト記載対象と なる事案がすべて記載されているか、労災補償課長がリストを確認すること。

ア 「統計確認リスト」

イ 「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール」

リストの精査に伴って修正を行ったツールを共有フォルダ内の(本省労働基準局労災補償部/補償課認対室2係/石綿件数速報値(240511))に掲載すること。

5 本省照会先等

- (1) <u>リストの精査・確認作業に係る疑義照会については、職業病認定業務第2係まで</u>電話又はファクシミリにより行うこと。
- (2) 本省への<u>リスト提出以降にリストの訂正、削除、追加記載の必要が生じた場合には、</u> 同係まで速やかに電話連絡をすること。

6 その後の作業

本件については、本省において全局のリストを集計後、各局に最終確認を依頼する予 定であるが、今後、局あてに照会を行う場合があること。

また、<u>本省における集計・確認作業を通じて訂正等を行った箇所については、元デー</u>タであるツールの処理経過簿についても必ず訂正すること。

7 情報管理の徹底

<u>今回、内容を精査・確認するリストについては、多くの個人情報が含まれているとこ</u>ろであり、作業内容も含め、局における情報管理の徹底を図ること。

特に、来庁者のある執務室においては、次のアからウまでに留意すること。

ア 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。

イ コピー機やプリンターの周辺にリスト等を放置しないこと。

ウ パソコンによりリストの訂正作業を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所を特定すること。